

## 素案資料の留意事項

今回送付資料は、前回の会議でご承認いただいた骨子のうち、「第 5 章から第 7 章」の部分となっております。

(骨子)

第 1 章 計画策定にあたって

第 2 章 飯塚市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

第 3 章 計画の基本理念と基本的視点

第 4 章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

第 5 章 子育て支援に係る施策

第 6 書 子どもの貧困対策推進に係る施策

第 7 章 こども・若者支援に係る施策

1 章は計画策定の背景や趣旨となり、国と県の計画を勘案して記載する必要があるため、現在その動向を確認しつつ調整中です。2 章は各種統計データや、昨年度実施して結果報告させていただいたアンケート調査結果の掲載となる見込みです。続く 3 章で 2 章の結果を受けたうえでの計画の方向性を記載します。4 章は、教育・保育分野等の事業に係るニーズ量の見込みと、それに対する提供体制となり、この部分につきましては県と調整する必要があるため現在協議を重ねております。

よって、1 章から 4 章については、次回の会議にてお示しいたします。

5 章から 7 章の施策の記載につきまして、下記にご留意ください。

1. 前回会議の際にお示ししたとおり、施策については基本的に「事務事業評価シート」とリンクさせております。ただし、シートがない施策もあるため、その場合は事業内容のみを記載しております。

2. こども家庭庁からの「こども」表記の推奨に従う形としております。

- ・ 特別な場合を除き平仮名の「こども」を用いる。
- ・ 「特別な場合」とは、事業名等の一般名詞と考えられるもの、または法令等に根拠があるもの。